



朝日新聞

©朝日新聞社 2007年
発行所 〒104-8011 東京都中央区築地5丁目3番2号
朝日新聞東京本社
電話 03-3545-0131

木造住宅の耐震化

簡易補強も補助

自治体の要件緩和拡大

木造住宅を改修する際、耐震基準を下回る補強工事でも補助金を出す自治体が出てきた。基準強度を要件にするとの費用がかさみ、改修自体をあきらめる人が多いからだ。建築基準法に適合しない住宅への公金投入を問題とする見方もあるが、専門家は「資金に余裕のない災害弱者へのセーフティネットになる」と評価している。(小池淳)

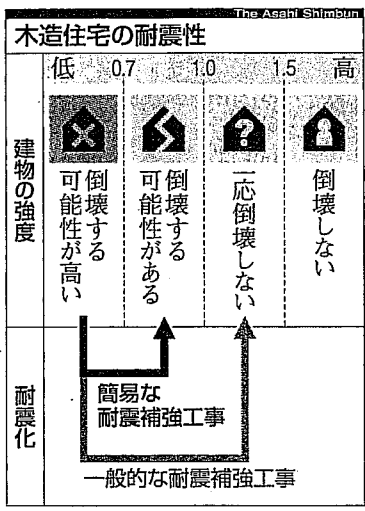
7.0 木造住宅の耐震化 耐震性は一般的に、国土交通省監修の診断方法で点数化される。震度6強〜7程度の大規模地震に対し、評点が1.5以上で「倒壊しない」、1.0以上で「一応倒壊しない」、0.7以上で「倒壊する可能性がある」、0.7未満で「倒壊する可能性が高い」。新築の木造住宅は、現行の耐震基準に適合させなければならぬが、既存の住宅は除外される。大幅な増改築の場合は現行基準に合わせる必要があるが、簡易な補強なら抵触しないとされる。

耐震性が不足する木造住宅は全国に1千万戸あるといわれる。建築基準法の耐震基準が強化された81年より前に建てられたことが主な原因だ。本来の耐震改修は、国土交通省監修の診断方法で、震度6強〜7程度の地震でも「一応倒壊しない」と判定される評点1.0以上になるよう補強する。これが耐震基準に見合う強度とされる。これに対し、最近になっ

て、補強後も倒壊の可能性が残る1.0未満の改修工事でも、補助金を出す自治体が出てきた。補助は各市町村の判断で実施され、一部の自治体では都県も負担している。朝日新聞が、補助事業を実施する市町村を抱える31都府県(07年1月時点、国土交通省調べ)に聞いたところ、和歌山県と長野県が要件を緩和していた。徳島県では伝統的な工

法の民家に限って基準に満たない補強を認めていた。市区町村では少なくとも東京都墨田区と足立区、新潟県長岡市、三重県四日市市、同県鈴鹿市、神戸市が緩和要件で補助をしている。和歌山県は昨年7月、70年以前の木造住宅を対象に、1.0未満〜0.7以上の補強でも最大60万円の補助を始めた。壁だけの補強でも地震時に空間を確保でき、助かる可能性が高まる」と判断した。東京都墨田区が昨年1月から始めた改修助成事業は0.7以上にするという要件もない。足立区と鈴鹿市も強度の要件は設けていない。

自治体の中には「評点1.0は「一応」安全というレベル。それを満たしていないのに公金を投入していいのか」と疑問視する向きもある。国土交通省建築指導課は「公費を投入するわけで、安全な形にしていたらいい」との立場だ。「人と防災未来センター」(神戸市中央区)の堀江啓・専任研究員は「耐震性に問題がある住宅には高齢者や資金的に余裕のない人々が多く住む。これを耐震化しないと死者は減らない。簡易な補強制度はセーフティネットとして必要だ」と話している。



木造住宅の耐震性

自治体の中には「評点1.0は「一応」安全というレベル。それを満た